

議案第33号

養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定について

養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月3日提出

養父市長 大林 賢一

養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例

養父市福祉医療費等助成条例（平成16年養父市条例第125号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 「被保険者等負担額」とは、当該医療に要する費用の額から<u>次に掲げる額を控除した額をいう。</u></p> <p><u>ア 医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付の額を含む。）</u></p> <p><u>イ 医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者である地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額</u></p> <p>(16)～(17) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 「被保険者等負担額」とは、当該医療に要する費用の額から<u>医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者である地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないうちに限る。ただし、乳幼児等に係るものを除く。）をいう。</u></p> <p>(16)～(17) (略)</p>

- (18) 「所得を有しない者」とは、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度の（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（養父市税条例（平成16年養父市条例第60号）で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額にかかる所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「82万6,500円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。
- (19) 「低所得者」とは、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から

- (18) 「所得を有しない者」とは、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度の（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（養父市税条例（平成16年養父市条例第60号）で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額にかかる所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「80万9千円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。
- (19) 「低所得者」とは、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から

6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。))によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)の合計額が82万6,500円以下である者をいう。

(福祉医療費等の支給)

第3条 市長は、高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等、母子家庭等の疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、当該高齢期移行者、重度障害者、乳児保護者、幼児等保護者、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者に対し、福祉医療費を支給する。福祉医療費は、次に規定する額とする。

(1) (略)

(2) 重度障害者の福祉医療費は、重度障害者の疾病(重度精神障害者の精神疾患による疾病は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条に規定する自立支援医療費(同法施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定

6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。))によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。)をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)の合計額が80万9千円以下である者をいう。

(福祉医療費等の支給)

第3条 市長は、高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等、母子家庭等の疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、当該高齢期移行者、重度障害者、乳児保護者、幼児等保護者、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者に対し、福祉医療費を支給する。福祉医療費は、次に規定する額とする。

(1) (略)

(2) 重度障害者の福祉医療費は、重度障害者の疾病(重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。))又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。ただし、15歳に達する日

する精神通院医療に限る。)の支給を受けられる場合に限る。)又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者にあつては、被保険者等負担額に相当する額とする。

(所得による支給制限)

第4条 福祉医療費等は、次の各号に該当するときは、支給しない。

(1) 高齢期移行者については、次表の右欄に掲げる要件に該当するときは、支給しない。

区分Ⅰ	<p>高齢期移行者が次の要件を全て備えているとき。</p> <p>ア 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>82万6,500円</u>を超えるとき。</p> <p>イ 「所得を有しない者」以外であるとき。</p>
区分Ⅱ	<p>高齢期移行者が次の要件を全て備えているとき。</p> <p>ア 市町村民税世帯非課税者であるとき。</p> <p>イ 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>82万6,500円</u>を超えるとき。</p>

以後の最初の3月31日を経過していない者にあつては、被保険者等負担額に相当する額とする。

(所得による支給制限)

第4条 福祉医療費等は、次の各号に該当するときは、支給しない。

(1) 高齢期移行者については、次表の右欄に掲げる要件に該当するときは、支給しない。

区分Ⅰ	<p>高齢期移行者が次の要件を全て備えているとき。</p> <p>ア 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万9千円</u>を超えるとき。</p> <p>イ 「所得を有しない者」以外であるとき。</p>
区分Ⅱ	<p>高齢期移行者が次の要件を全て備えているとき。</p> <p>ア 市町村民税世帯非課税者であるとき。</p> <p>イ 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>80万9千円</u>を超えるとき。</p>

ウ 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第2号から第5号の認定を受けていないとき。
エ 「所得を有しない者」であるとき。

(2) 重度障害者については、重度障害者及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法附則第5条の4第5項その他の内閣府令・厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額が23万5,000円以上であるとき。ただし、支給制限に該当する世帯のうち、当該世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者がいる場合にあつては、その者の福祉医療費等は、助成の対象とする。

(3) (略)

2・3 (略)

ウ 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第2号から第5号の認定を受けていないとき。
エ 「所得を有しない者」であるとき。

(2) 重度障害者については、重度障害者及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額が23万5,000円以上であるとき。ただし、支給制限に該当する世帯のうち、当該世帯に15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者がいる場合にあつては、その者の福祉医療費等は、助成の対象とする。

(3) (略)

2・3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第4条第2号の改正案（「（同法附則第5条の4第5項その他の内閣府令・厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に行われた医療の給付に関する定義及び福祉医療費等の支給については、なお従前の例による。